

## Tax Watch Update – Issue 2

2009 年 2 月 4 日

はじめに	2
個人所得税(PIT)	2
移転価格に関する Circular 117 の改正案	2
保険外務員の課税に関する Circular	2
政府 Decision 30 に基づく VAT 還付ガイドライン	3
VAT 税率の引き下げに関する Decision 16	3
2009 年の法人所得税納付の期限延長	4
天然資源税に関する Decree	4

## はじめに

丑年、明けましておめでとうございます。皆様のご多幸とご健勝を心よりお祈り申し上げます。

過去のアップデートと同様にして、ご参考のためにベトナムの税規則に関する最近のいくつかの変更点を以下に記しました。これらの変更点やその影響あるいは事業機会についてご検討後、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

## 個人所得税 (PIT)

税務局は 2009 年 1 月 19 日に Official Letter No 222 を発行しました。その中で、納税者は兄弟のために扶養控除を申請できるのか、という納税者からの問い合わせに回答しました。

この Official Letter によると、扶養控除は以下の諸条件を満たした場合に受けられます。

- ▶ 対象者の月間平均所得が 50 万ドン未満である場合
- ▶ 対象者の両親が定年退職年齢を超えているか、あるいは定年退職年齢に達していないが障害者である場合
- ▶ 対象者が当該納税者から金銭的な援助を受けている場合



## 移転価格に関する Circular 117 の改正案

法人所得税の体系が 2009 年から変更されることを受け、財務省は移転価格に関する Circular 117/2005/TT-BTC の一部条項を修正・補足する Circular 改正案をまとめました。

この改正案には関係当事者の定義など、重要な変更点も盛り込まれています。また、様々な企業形態における資本の所有関係をよりの確に反映するために、一貫して「自己資本」という表現を用いています。そのため、現行の Circular 117 で用いられている「株式資本」や「総資産」といったほかの表現は削除されています。

納税者が手元にある会計情報を用いながら必要な情報を容易に報告できるよう、Circular 117 に添付の様式 01/GCN/HTQT は、法人所得税の各様式と整合性を持たせるために様式 01-GCN/CC に置き換えられます。また、今回提案されている様式は、所轄税務当局による分析や審査等を可能にするものです。

この Circular 改正案では、こうした変更点の発効日を官報記載日の 15 日後としています。しかし、Circular 117 に含まれるほかの条項については、改正案と矛盾していなければ今後も効力は存続します。

## 保険代理店(個人)の課税に関する Circular

財務省は 2009 年 1 月 21 日に Circular No 10 を発行し、保険代理店(個人)の個人所得税申告・納付に関するガイドラインを公表しました。この Circular の中で特筆に値する点は次の通りです。

- ▶ 税金の登録は個人の居住地を所轄する税務当局に対して直接行うか、あるいは保険会社経由で行うことができます。保険会社経由の場合、保険会社は所轄税務当局から個人所得税コードを取得し、これを保険代理店(個人)に配布する必要があります。

- ▶ 保険会社は個人所得税の源泉徴収義務を負います。税率は 5%(400 万～1,500 万ドンを支給する場合)または 10% (1,500 万ドン超を支給する場合)となります。また、保険代理店(個人)の個人所得税を月次ベースで申告します。なお、源泉徴収した個人所得税が月額 500 万ドン未満である場合、四半期毎の申告も認められます。
- ▶ 保険代理店(個人)の課税所得は、扶養控除、強制保険徴収額、慈善団体への寄付金といった控除を除く金額です。ただ、保険会社による源泉徴収時に、月額 400 万ドンの個人控除を申請できるかどうかは不明です。
- ▶ 保険会社はまた、保険代理店(個人)が確定申告と還付申請を行えるよう、保険外務員に対して納税証明書を発行する義務を負います。

Circular 10 は 2009 年 1 月 1 日以降に生じた保険外務員の所得に適用されます。

## 政府 Decision 30 に基づく VAT 還付ガイドライン

深刻な景気低迷に伴い、製造業や輸出販売業を営む企業(以下、輸出企業という)を支援するため、財務省は 2009 年 1 月 13 日に Circular 04/2009/TT-BTC を発行し、輸出企業の VAT 還付規制を緩和しました。

Circular 04 の規定によると、銀行経由の決済を証明する証憑書類がない場合でも、輸出企業は仮払 VAT の 90%に相当する暫定的な還付を受けられます。残りの 10%は、追加書類を所轄税務当局に提出したときに還付されます。

それ以外の税金還付(非輸出企業が申請したもの)については、所轄税務当局による審査の進捗度合いに応じて税額が還付されることを Circular 04 は確認しています。申請者の還付総額を決定する審査の最終結果を待つ必要はありません。

また、Circular 04 では申請の処理や還付決定の所要時間を規定しています。これは 2009 年 1 月 1 日以降の申請に適用されます。

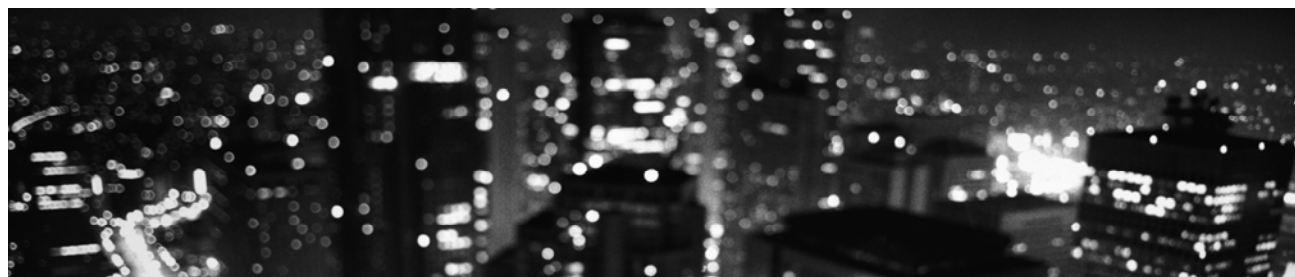
## VAT 税率の引き下げに関する Decision 16

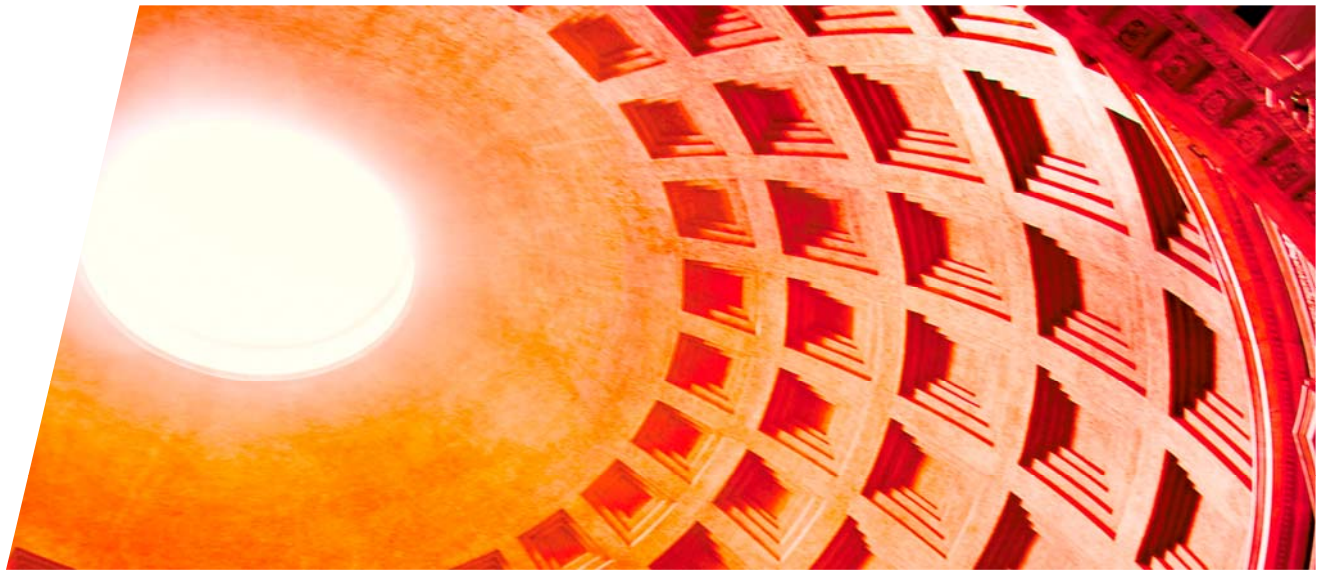
企業の税務負担を軽減し、経済危機を克服するため、首相は 2009 年 1 月 21 日に Decision No 16/2009/QD-TTg を発行し、VAT 税率を半分に引き下げました。この新税率は、石炭、化学品、バイク・バイク部品、輸送手段(国際輸送手段を除く)、観光・ホテルといった一定の物品・役務に適用されます。

VAT の半減に関するガイダンスは、財務省の 2009 年 1 月 22 日付け Circular 13/2009/TT-BCT にも記載されています。

首相は、建設資材の製造、建設、据付、観光、食品売買、肥料といった活動から得た所得にかかる、2009 年度法人所得税の納付期限を 9 ヶ月間延長しました。これに関しては、財務省の 2009 年 1 月 22 日付け Circular 12/2009/TT-BTC でも言及しています(詳細については下段を参照ください)。

また、輸入木材製の輸出品に関しては、2008 年 12 月 1 日の前に税関当局に登録した税関申告である場合、輸出関税の徴収も見合わされます。





## 2009 年の法人所得税納付の期限延長

財務省の 2008 年 1 月 22 日付け Circular 12/2009/TT-BTC の規定によると、2009 年度法人所得税の納付期限は次のように延長されます。

- ▶ 2009 年第 1 四半期分の法人所得税: 2010 年 1 月 30 日まで
- ▶ 2009 年第 2 四半期分の法人所得税: 2010 年 4 月 30 日まで
- ▶ 2009 年第 3 四半期分の法人所得税: 2010 年 7 月 30 日まで
- ▶ 2009 年第 4 四半期分の法人所得税: 2010 年 10 月 30 日まで

期限延長の対象となるのは、Decision 16 に記載された適格納税者と 2009 年 1 月 13 日付け Circular 03/2009/TT-BTC の要件を満たした適格納税者です(例えば、中小企業や一部の特記セクター)。なお、貴社が期限延長の対象となるのか確信を持っていない場合、いつでも弊社までお問い合わせください。

## 天然資源税に関する Decree

政府は 2008 年 1 月 19 日に Decree 05/2009/ND-CP を発行し、天然資源税に関するガイダンスを公表しました。この Decree は署名日から発効しました。

鉛、亜鉛、アルミ、銅といった金属・卑金属鉱物資源の税率は全般的に 5%から 7%に引き上げられています。また、各種石炭は 2 倍に、ダイヤモンド、サファイア、ルビーは 8%から 16%に、原油は 2%に、それぞれ引き上げられました。

Decree 05 では、税金が免除または減免されるケースについても規定しています。例えば、天然資源を採掘している個人・企業が、申告・納付済みの税額に影響を及ぼすような自然災害や戦争、あるいは不測の事態に直面した場合、税金の免除または減免の検討対象となります。

## お問い合わせ先

本ブレイク、またはアーンスト・アンド・ヤング・ベトナムの税務・アドバイザリー業務の詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
トム・マックレランド Tom.McClelland@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナ바로 Carlo.Navarro@vn.ey.com	ディレクター
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ティン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー

## 日系企業担当

浅利 昌克  
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

錦城 和栄  
Kazue.Kinjo@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ  
Hau.My.Cao@vn.ey.com

## Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している13万5,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)